

CU三多摩ニュース No.38

2018. 9. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

秋の組合員ふやす月間 三多摩 300 人の展望を開こう

書記長 三宅一也

2018 年の秋の組合員を増やす月間が 9 月に準備期間、10 月～11 月に月間として取組まれます。

CU東京は今年 10 周年。1,500 人組織の展望を大きく切り開く月間にし、当面 1,300 人を大きく超える目標として 161 人の拡大目標を設定し、これをやり遂げて 12 月 15 日の 10 周年記念集会を成功させようと呼びかけています。

この秋、32人の拡大目標を決定

CU三多摩は、現在 250 人の組織数です。早期に 300 人組織を実現することを重要な課題にしています。そして、秋の拡大月間の目標を 32 人とする事を 9 月の執行委員会で決定しました。

CU三多摩は 3 年前の夏に結成され、三多摩地域に働く者の「駆け込み寺」の役割を果たそうと奮闘してきました。その結果、昨年度は 34 件の相談に対応し、3 年間の累計は約 100 件になりました。この相談の対応力は安定した組織をつくることでさらに強化されると考えます。

現在の三多摩協議会には専従者がいません。組織を拡大強化し、専従者を配置したいと思います。そのためにも秋の拡大を成功させ、さらに存在を高めて、早期にその実現を図りたい。

CU三多摩は、多摩稲城と清瀬東久留米に分会

をつくり、地域からの運動を発展させています。

この運動を発展させていく為にも秋の拡大月間を必ず成功させていきたい。それには、仲間の皆さんの力がどうしても欠かせません。

紹介カードにご協力を

今回はすべての仲間に「紹介者カード」(同封)を送ります。是非紹介してもらい一人新しい仲間を増やしてください。仲間の皆さんに仲間を増やす運動へのご協力を心からお願いします。

今年も争議報告・交流集会

11 月 11 日 (日)

午後 3 時～

事務所(北多摩西教育会館)3階

組合員のご参加をお待ちしています。

学校事務職員パワハラ・雇止め問題

本人の希望に沿った解決をめざす



A市のB小学校の学校事務職員Xさんは、同僚の事務職員とB小校長より、就労以来、連日の人格否定の暴言や無理難題を押し付けられ、精神的にも追い詰められていました。

B小校長は、Xさんへのパワハラ行為だけでなく、契約更新を拒み、就労3か月で雇止めに。Xさんは、退職後CU三多摩に相談を寄せました。

Xさんは、就労中の日々の出来事を詳細に記録しており、校長等からのパワハラ行為が具体的に明らかでした。裁判闘争を視野に入れた解決の方法を考えた上で、学校事務職として働きたいというXさんの希望に沿って解決することを最優先に、まず学校事務職員の採用や配属を担う市教育

委員会の担当課長に懇談を申し入れました。

Xさんも含めた懇談で、B小で起きたこれまでの問題とXさんの再起の機会などについて、率直な意見交換を行い、教育委員会側の姿勢を確かめました。担当課長は個人的な意見としながら、「事実経過を調べ(パワハラ)の状況は承知している。Xさんの実績も十分に評価。採用試験に再度応募することは可能。」(要旨)など誠意を感じさせる見解が述べられました。

Xさんは、「これまでの自分の実績が否定されていないことがわかり安堵した。再度チャレンジをしたい。」と希望をもつことができました。

パワハラ校長の不法行為責任の追及に踏み込めなかったことは残念ですが、組合としてはXさんの再起の状況も見守りつつ、本人の了解も得て区切りをつけることとしました。(尼崎 記)

派遣から直接雇用へ

労働契約みなし制度を活用しよう

「労働契約みなし制度」とは

派遣受け入れ事業者(派遣先)が違法に派遣社員を受けて入れている場合、違法状態が発生した時点から、派遣先が派遣社員に対して直接雇用を申し込んだものとみなす制度です。

派遣社員が直接雇用の申込を承諾した場合、派遣先はその承諾を断ることができず、派遣元と派遣社員が契約している雇用条件と同一条件で直接雇用が成立します。

業務委託契約や請負契約という形式で外部業者に仕事を発注していても、仕事の実態が派遣業務と判断されればこの制度の対象となります。

【10月1日から新たに適用】

法律は、2015年9月30日から施行。違法派遣とされる下の事例3.【受入期間(3年)制限違反】については、2015年10月1日以後新たに派遣されている人が対象なので、今年10月1日以降、該当すれば申し込

みが可能となります。

『労働契約みなし制度』の対象となる「違法派遣」

1. 派遣禁止業務(港湾運送業務、建設業務、警備業務等)への派遣社員の受け入れ
2. 無許可・無届の派遣元からの派遣社員の受け入れ
3. 派遣受入期間の制限を超える派遣社員の受け入れ
4. いわゆる「偽装請負」、2重、3重派遣

【例外】

- ① 派遣会社に無期雇用されている派遣社員
- ② 60歳以上の派遣社員
- ③ 期限が決まっている有期プロジェクトに派遣される場合
- ④ 日数限定の業務(1カ月の勤務日数が通常の労働者の半分以下で10日以下)に派遣される場合
- ⑤ 産前産後休業、育児休業、介護休業等で休業している労働者の業務に派遣される場合

小金井平和盆踊りに出店

第48回「小金井平和盆踊り」は、8月24、25日に小金井市市営グラウンドで開催され、CU三多摩から延べ14人が出店で参加しました。

出店商品の焼きトウモロコシ、缶ビール、ラムネ等は完売。とくに焼きトウモロコシは「うまい」と評判でした。この取り組みでは、CU紹介リーフを配布、3人の加入約束をもらうなど、秋の拡大に貢献しました。CU東京を訴える場を強く打ち出す事が弱かったのが反省。

